

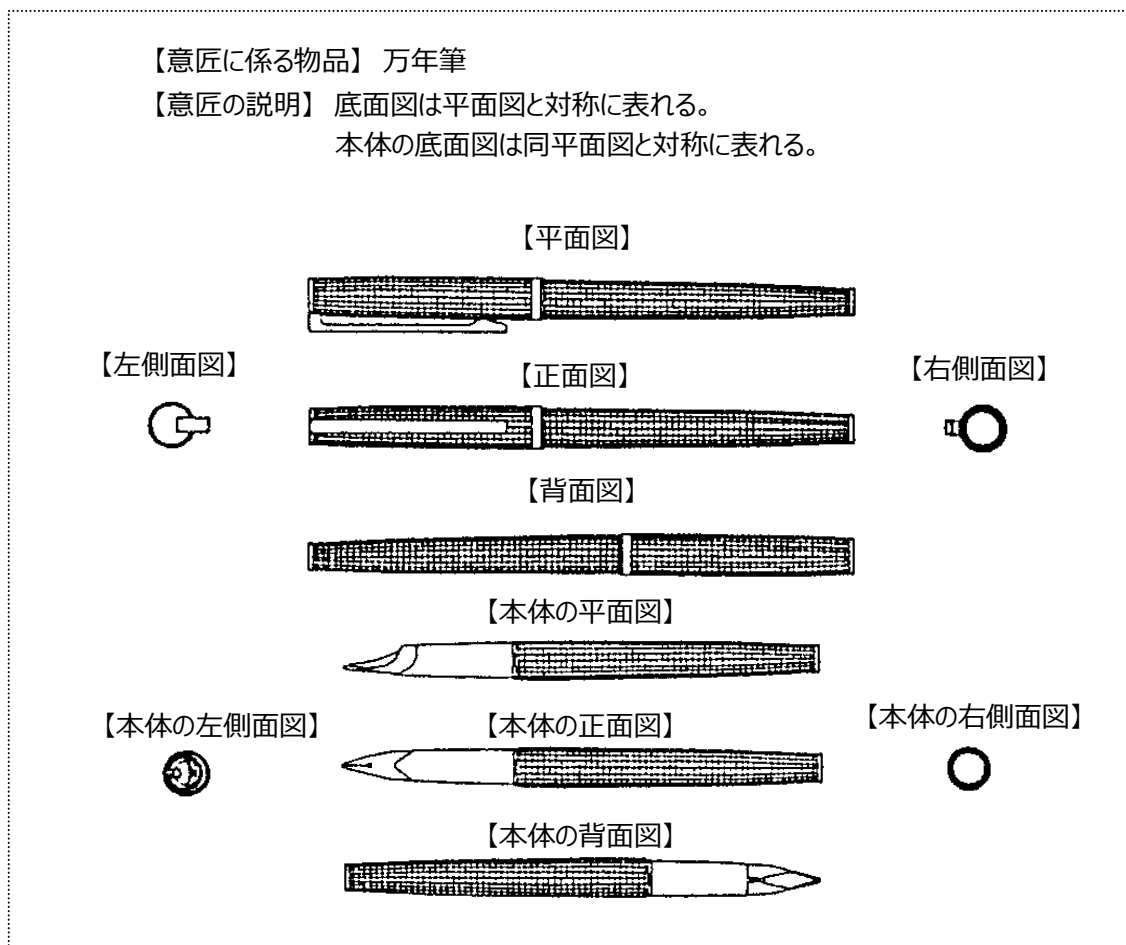
1. 分離する部分を有するものの場合

本体と蓋（キャップ）からなる「万年筆」や「包装用瓶」、雌部と雄部の一對の組合せからなる「バックル」などのように、意匠の一部または全部が各構成部品に分離できるものであって、組み合わされたままではその意匠を十分表現することができないものについては、組み合わされた状態における図のほか、構成部品についての図も加えます。（様式6備考19）

1.1 本体と蓋等からなる意匠の場合

本体と蓋等からなる意匠について、本体と蓋等のそれぞれの構成部品の形状等も明らかにする必要のある場合、蓋を外して隠れた部分が現れた状態の図等を加え、蓋を外して隠れた部分が現れた状態の形状等を表します。

〔図 3.1-1〕全体の形状等とキャップを外した本体の形状等を表す図面の例



1.2 雌部と雄部一對からなる意匠の場合

雌部と雄部一對が組み合わさった状態からなる「バックル」、「衣服用ホック」、「家具用錠」等は、雌雄各々の形状等も明らかにする必要がある場合は、組み合わされた状態の図に加え、雌雄各々についての図も加えます。

〔図 3.1-2〕雌雄一對のものを表す図面の例

